

注)「市町村」には、特別区を含む。

| 別表1 の番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部/ 一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|------------|------------------------------|---|-----------|---|---|------------------|-------|
| 828 | 運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業 | 地方公共団体が、土地の集積が高い等の特別の理由があつて、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、運動場を設けることと同等と認められる措置を講じることにより、運動場を設けることなく、大学の設置等を行うことができるものとする。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容のとおり、全国展開を行う。その際、学生の教育環境等に適切に配慮できるよう、特区の活用事例における状況を踏まえ、弊害の予防措置について、その要件を一層明確化し、必要最小限のものとする。 | 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第35条 短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第27条第2項 | 平成25年1月1日施行（措置済） | 文部科学省 |
| 829 | 空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業 | 地方公共団体が、土地の集積が高い等の特別の理由があつて、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、学生が休息その他に利用するのに適当な環境を有することにより、校地に空地を有することなく、大学の設置等を行うことができるものとする。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容のとおり、全国展開を行う。その際、学生の教育環境等に適切に配慮できるよう、特区の活用事例における状況を踏まえ、弊害の予防措置について、その要件を一層明確化し、必要最小限のものとする。 | 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第34条 短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第27条第1項 | 平成25年1月1日施行（措置済） | 文部科学省 |
| 911-1 | ボイラー及び第一種圧力容器における開放検査周期の延長事業 | ボイラー等の開放検査の周期について、最長4年に1度としているものを、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保される場合には、これらの開放検査の周期の延長を可能とする。 | 全部 | ボイラー等の開放検査の周期について、ボイラー等の運転実績、経年損傷の防止対策、余寿命の評価等に係る要件を満たす場合に、最長8年に1度とする。 | 「ボイラー等の開放検査周期に係る認定制度について」（平成20年3月27日付け基発第0327003号） | 平成20年4月1日施行（措置済） | 厚生労働省 |

| 別表1 の番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部/ 一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|------------|---------------------------------|---|-----------|---|---|------------------|-------|
| 934 | 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業 | 障害者又は障害児が、近隣において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく自立訓練等を利用することが困難な場合に、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用することを可能とする。 | 一部 | 基準該当生活介護に限り、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 | 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令75号） | 平成22年6月1日実施（措置済） | 厚生労働省 |
| | | | 一部 | 基準該当短期入所について、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 | 厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第68号） | 平成23年6月1日実施（措置済） | 厚生労働省 |
| | | | 一部 | 基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービスについて、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 | 厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正で対応予定 | 平成25年10月1日施行予定 | 厚生労働省 |

| 別表1 の番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部/ 一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|-------------------------|---------------------|--|-----------|--|---|-----------------------|-------|
| 1205(1 214、 1221) | 重量物輸送効率化事業 | 重量物を輸送する車両が、橋・高架の道路等を含まない経路を通行し、かつ軸重が10トン（駆動軸にエアサスペンションを装着する車両の駆動軸重にあつては11.5トン）以下であつて、道路の修繕等について地方公共団体等により適切な管理がなされる場合には、車両総重量の規定を適用しないこととする。 | 一部 | 車両の通行経路が道路に関して横断に限る場合の車両総重量及び軸重の特例措置について、全国展開を行う。 | 道路の横断に限る特殊車両通行許可の特例について（平成22年9月30日国道交第47号） | 平成22年10月1日施行 （措置済） | 国土交通省 |
| | | 重量物を輸送する車両が、橋・高架の道路等を含まない経路を通行し、かつ軸重が10トン（駆動軸にエアサスペンションを装着する車両の駆動軸重にあつては11.5トン）以下であつて、道路の修繕等について地方公共団体等により適切な管理がなされる場合には、車両総重量の規定を適用しない。また、重量物を輸送する車両の通行経路が道路に関して横断に限る場合には、車両の長さ及び最小回転半径の規定を適用しない。 | 一部 | 私有地内の通路その他私道の通行を中心とした利用など、車両が直進して道路を横断する場合に限り、車両の長さの特例措置について、21.04m以下を許可限度として、全国展開を行う。 | 通達 | 平成25年度中 | 国土交通省 |
| 1309 | 一般廃棄物の溶融固化物の利用の特例事業 | 平成10年3月26日付け生衛発第508号厚生省生活衛生局水道環境部長通知の特例の通知である「構造改革特別区域における「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用の実施」に係る用途の特例措置について（通知）（平成18年3月28日付け環発対発第060328001号）」の内容に適合する一般廃棄物の溶融固化物の用途について、内閣総理大臣による構造改革特別区域計画の認定を申請し、その認定を受けた場合には、当該構造改革特別区域内に限り、市町村が自ら発注した公共建設工事として行う地中空間の充てん利用についても廃棄物の処分に該当するものではないこととする。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 | 「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用の実施の促進に係る通知の一部改正について」（平成21年10月2日付け環発対発第091002001号） | 平成21年10月2日施行 （措置済） | 環境省 |